

○財務省告示第十六号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、  
 平成二十九年十二月十一日に発行した利付国債の  
 発行条件等を次のとおり告示する。  
 平成三十年一月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百四十八回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。募集取扱機関による募集の取扱
四	発行方法	いによる発行
五	発行行額	額面金額で三億二千五百五万円
六	払込金額	三億二千七百五十五万二千八百
七	最低額面金額	八十五万円
八	振替単位	五万円
九	発行行日	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成二十九年十二月十一日
十	発行価格	額面金額百円につき百円七十七
十一	利率	銭 年〇・一パーセント

十二

の経過  
払込  
み

各募集取扱機関は、払込金額に  
加え、次の算式により算出した  
金額を第十八号に規定する期日  
に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{82}{365}$$

十三

初期  
利子

平成三十年三月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.1}{2} \times 1$$

十四

第二期  
以後の  
利子

毎年三月二十日及び九月二十日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する

十五

償還  
期限

平成三十九年九月二十日  
額面金額百円につき百円

十六

元利  
支額

日本銀行

十七

払込  
期日

平成二十九年十二月十一日